

学校における新型コロナウイルス 感染症対策について

令和3年9月3日

文部科学省 健康教育・食育課



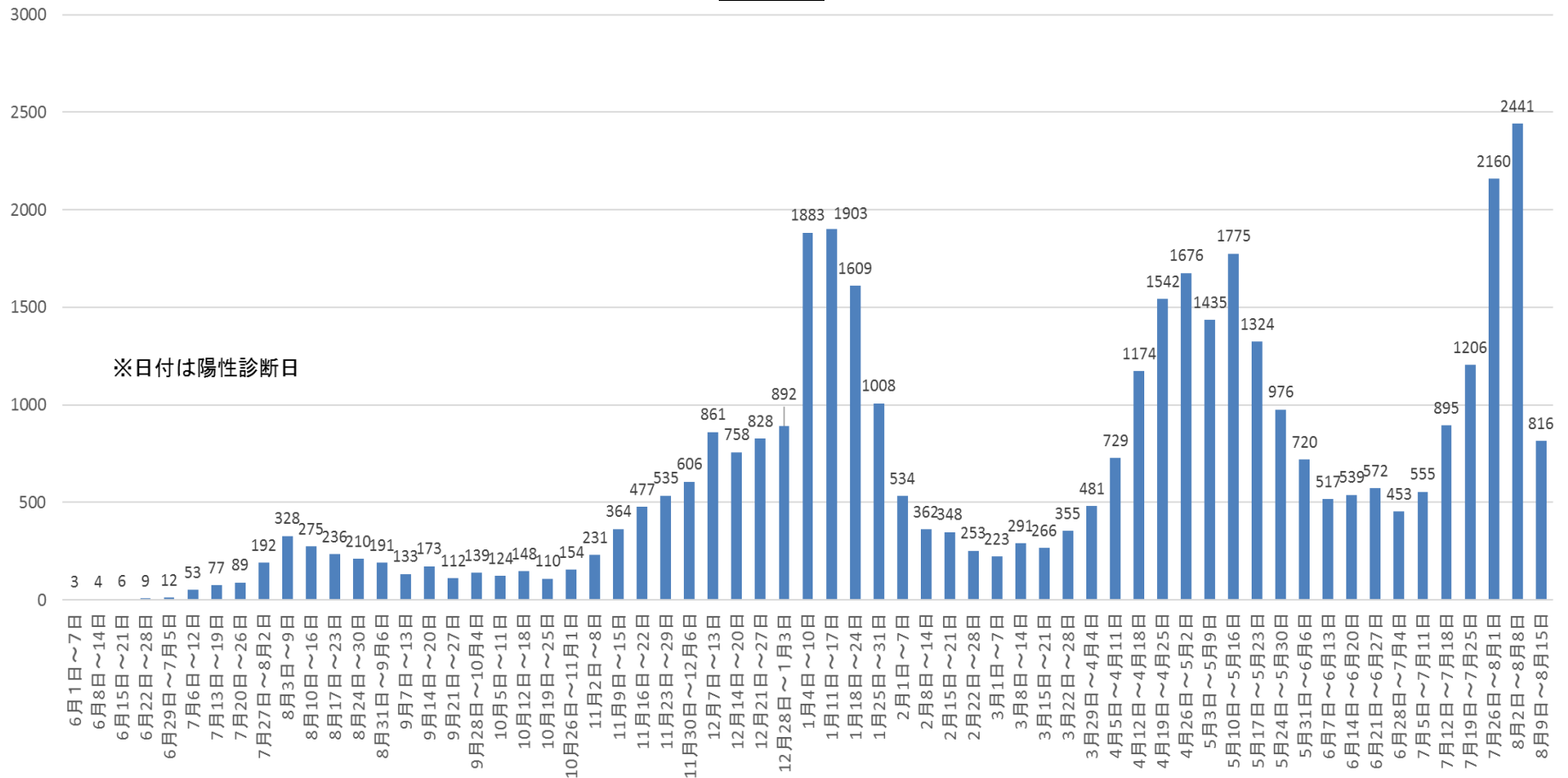
文部科学省

新型コロナウイルス感染症の感染状況 ②

✓ 児童生徒等の新規感染者数は、全体の傾向と同様、7月中旬頃から増加傾向にある

児童生徒等の感染者の推移（暫定値）

（令和2年6月1日～令和3年8月15日に文部科学省に報告があった件数）



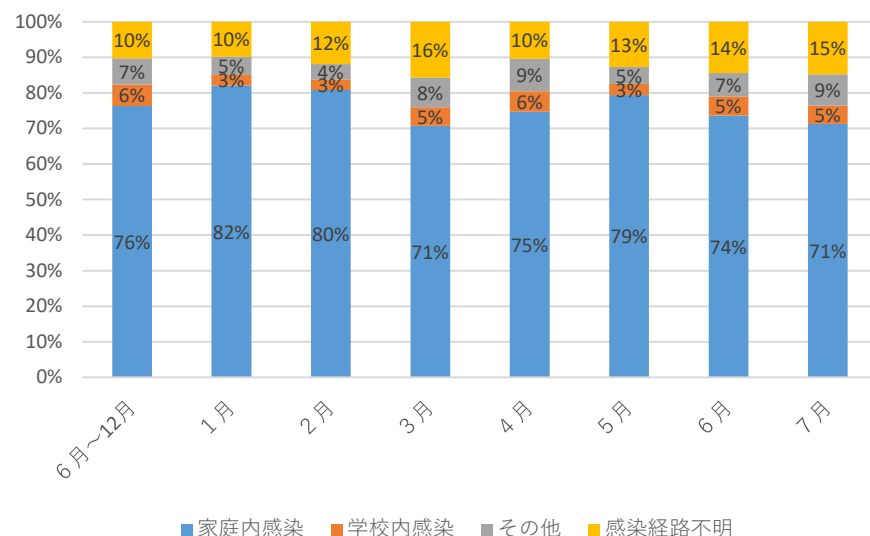
新型コロナウイルス感染症の感染状況 ③

- ✓ **小・中学生**の感染経路については、従来から一貫して「**家庭内感染**」が最も高い割合を占めている
- ✓ **高校生**の感染経路については、令和3年7月は「**感染経路不明**」が**38%**と最も高い割合を占めている（次頁）
- ✓ **教職員**の感染経路については、従来から一貫して「**感染経路不明**」が最も高い割合を占めている（次頁）

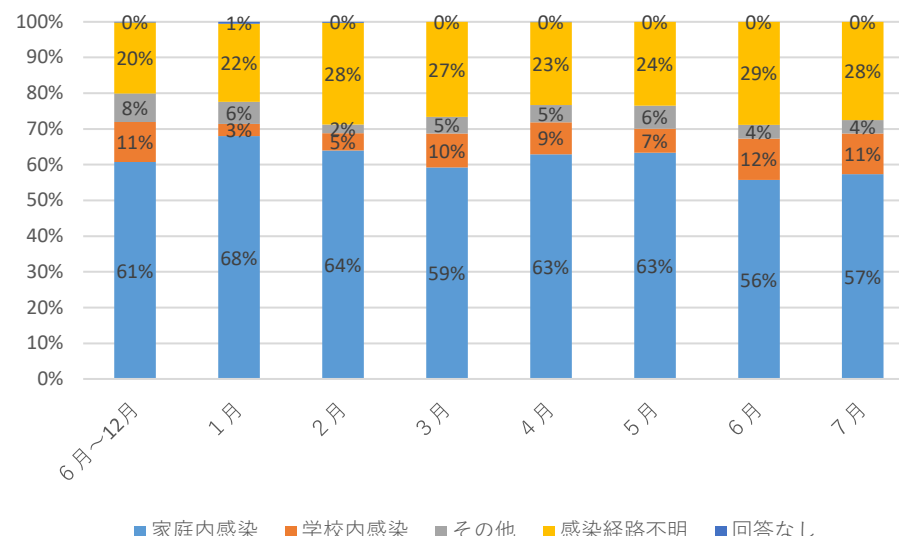
児童生徒等の感染経路の動向

（令和2年6月1日～令和3年7月31日に文部科学省に報告があった件数）

小学生の感染経路

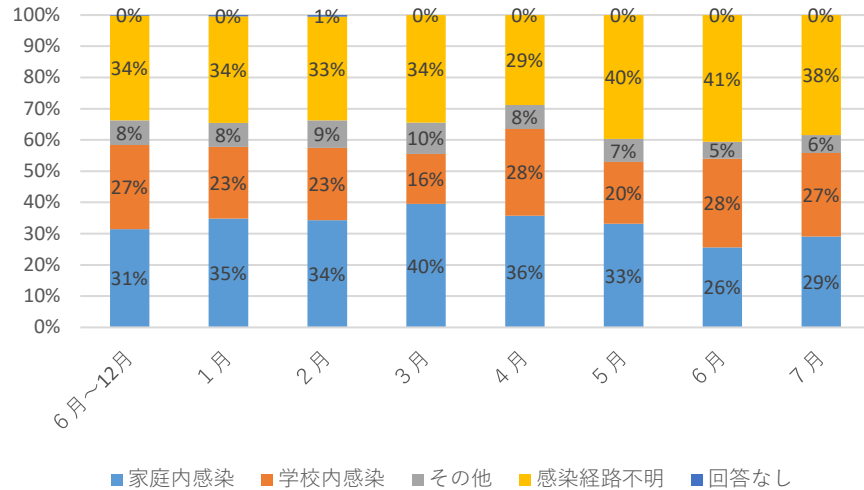


中学生の感染経路

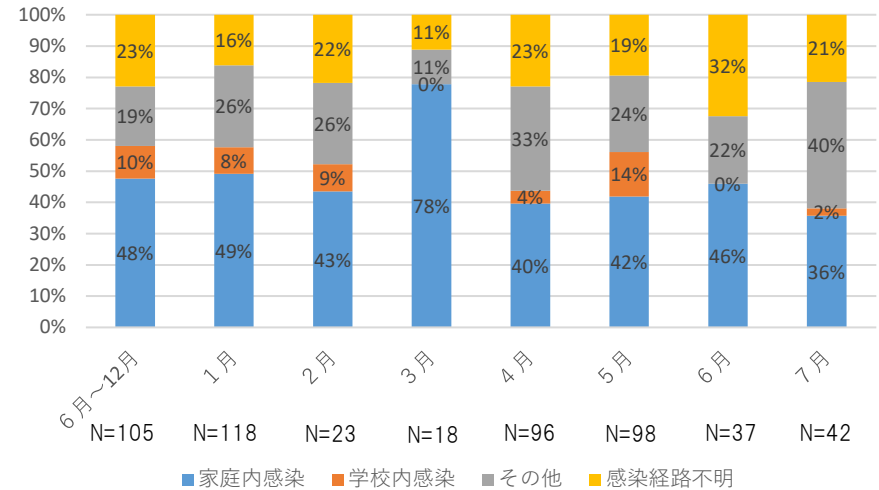


新型コロナウイルス感染症の感染状況 ④

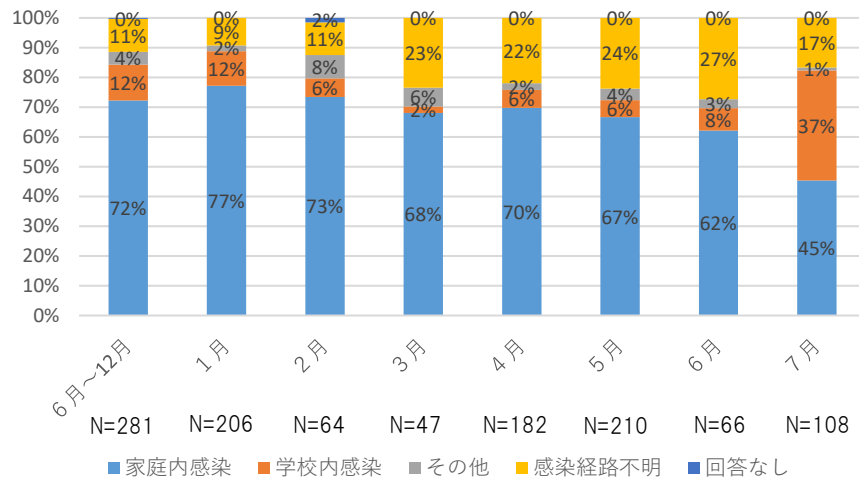
高校生の感染経路



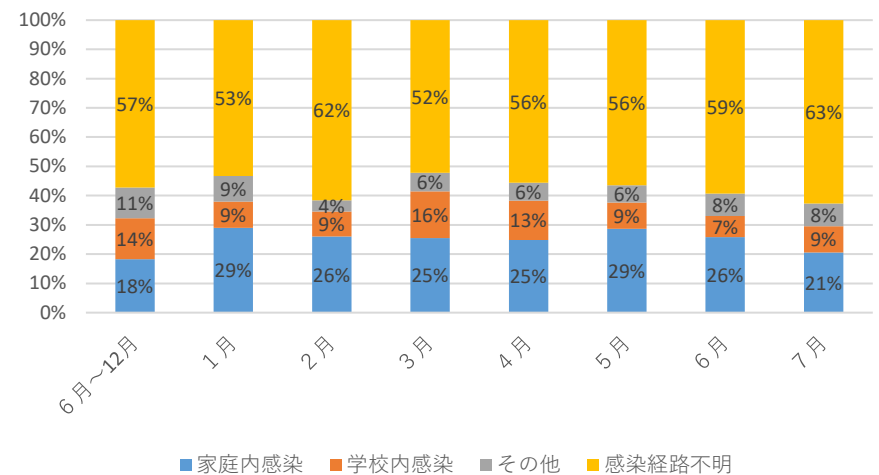
特別支援学校児童生徒の感染経路



幼児の感染経路



教職員の感染経路



新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底 ①

- ✓ 感染力の強いデルタ株への置き換わりが進む中、**全国的に新規感染者数が急速に増加**
- ✓ 新学期を迎えるに当たり、各学校等における感染症対策の徹底を求める**事務連絡を教育委員会等へ発出**（※）
（令和3年8月20日）
- ✓ 事務連絡では以下の留意事項を示すとともに、**チェックリストを適宜活用しながら、対策の徹底を要請**

（※）「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月20日）

事務連絡の概要

（１）学校教育活動の継続と臨時休業の判断等

- 地域一斉の臨時休業は慎重に検討
- 緊急事態宣言の対象区域の高校は、時差登校、分散登校、オンライン学習を組み合わせた学習等を積極的に検討
- 感染者確認後の学校の全部または一部の休業（学級単位、学年単位）について保健所等の助言を踏まえ判断

（２）基本的な感染症対策の徹底

- 体調が普段と少しでも異なる場合は自宅休養を徹底
- 検温等、毎朝の健康観察の徹底
- 常時換気に努める（エアコン使用時も。特に給食時）
- 身体的距離の確保、適切な座席の配置（最低 1 m）
- 正しい方法でのマスクの着用

新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底 ②

事務連絡の概要（続き）

（３）具体的な活動場面ごとの感染症対策について

- 各教科等について、感染リスクが高い学習活動の実施の是非を感染状況に応じて判断
- 部活動等について、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討し、部活内外を問わず対策を徹底
- 学校行事の実施に当たっては、時期、場所、時間、開催方法等について十分配慮

（４）やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導

- ICT環境を活用した指導、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組む

この他、児童生徒等の心のケア、教職員の感染症対策及びメンタルヘルス対策、高等学校等における抗原簡易キットの活用、重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等、差別や偏見の防止、幼稚園における感染症対策についても記載。

抗原簡易キットの活用の推進

抗原簡易キットの活用

- ✓ 新型コロナウイルス感染症が学校内で発生した場合、早期に発見・対応する観点から、配布を希望する高等学校及び特別支援学校高等部等に対して、**抗原定性検査を簡便に実施できるキット（抗原簡易キット）の配布を進めてきたところ。**
- ✓ 最近の新規感染者数の増加を踏まえ、新学期を迎える学校における早期の発見・対応に資するよう、**幼稚園、小学校、中学校等にも抗原簡易キットを配布する。**

（活用方法例）

- ・保健室等にキットを備え、**出勤・登校後**に新型コロナウイルス感染症の**初期症状（咳、のどの痛み、発熱等）を訴える教職員や児童生徒**に対して検査を実施
 - ・**部活動等の課外活動を引率する教職員**のうち、咳、のどの痛み、発熱等の症状がある者に対して検査を実施（小学校4年生以上）
- ※ 児童生徒については、体調不良時はすぐに帰宅し、医療機関を受診するよう指導することを前提に、補完的に使用。
- ※ 被検査者本人が検体を採取し、教職員が感染対策に留意しつつ防護措置を講じた上で立ち会う。

教職員へのワクチン接種の推進及び学校における感染症対策の徹底

1 教職員へのワクチン接種の推進

- ✓ 学校で教育活動を安定的に継続するためには、教職員の安全を可能な限り確保しつつ、教職員から児童生徒への感染を防ぐことが不可欠
- ✓ 8月20日、小・中学校、高等学校等の教職員で、ワクチン接種を希望される方ができるだけ早く接種できるよう、**各地方公共団体や大学拠点接種を実施する大学に対し、文部科学大臣から優先接種に係る配慮・協力を依頼**
- ✓ あわせて、**武田／モデルナ社ワクチンの大規模接種会場**の運営に当たっては、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携・協力し、**教職員の接種が進むよう依頼**

2 学校における感染症対策の徹底

- ✓ 感染者の増加や変異株の出現を踏まえ、各学校における感染症対策の一層の徹底が必要
- ✓ 令和2年度第3次補正予算において措置し今年度繰り越して執行している「感染症対策等の学校教育活動支援事業」について、1校当たりの補助上限額を引き上げて追加募集

学校で感染者が発生した場合の濃厚接触者等の特定に関するガイドライン ①

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

<現状>

<緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・ 設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・ 感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・ 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。

学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。

設置者は上記リストを保健所へ提供。

上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校で感染者が発生した場合の濃厚接触者等の特定に関するガイドライン ②

濃厚接触者等の候補リストを設置者や学校が作成する場合の参考として示す事項

＜学校で感染者が発生した場合の濃厚接触者等の候補となる範囲の例＞

感染が判明した児童生徒や教職員等（以下「感染児童生徒等」という。）の濃厚接触者の候補、及び感染児童生徒等の周辺の検査対象者の候補の範囲は、感染児童生徒等の感染可能期間のうち、当該感染児童生徒等が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間（※1）において、以下のいずれかに該当する者とする。

（※1）感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、感染児童生徒等と15分以上の接触があった者

（※2）必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【感染児童生徒等周辺の検査対象者の候補】

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・ 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象とすることが考えられる。

学校で感染者が発生した場合の濃厚接触者等の特定に関するガイドライン ③

臨時休業の実施を検討する場合（学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等）

学校で、家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討する。

【初期対応】

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられる。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意すること。

把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討を行う。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合
- （※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

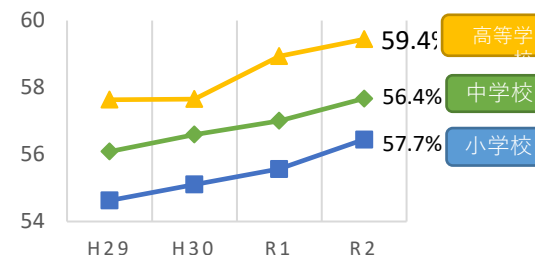
○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。¹¹

学校等欠席者・感染症情報システムの概要

1 概要

- 学校等欠席者・感染症情報システムとは、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムで把握し、学校や保育園、教育委員会、保健所、学校医等と情報共有できる仕組みのこと。平成25年から（公財）日本学校保健会が運営している。
- 新型コロナウイルス感染症にも対応。令和2年度末現在で、全国の小学校の約58%、中学校の約56%、高等学校の約61%が本システムを利用している。

学校等欠席者・感染症情報システム加入率の推移



※日本学校保健会調べ

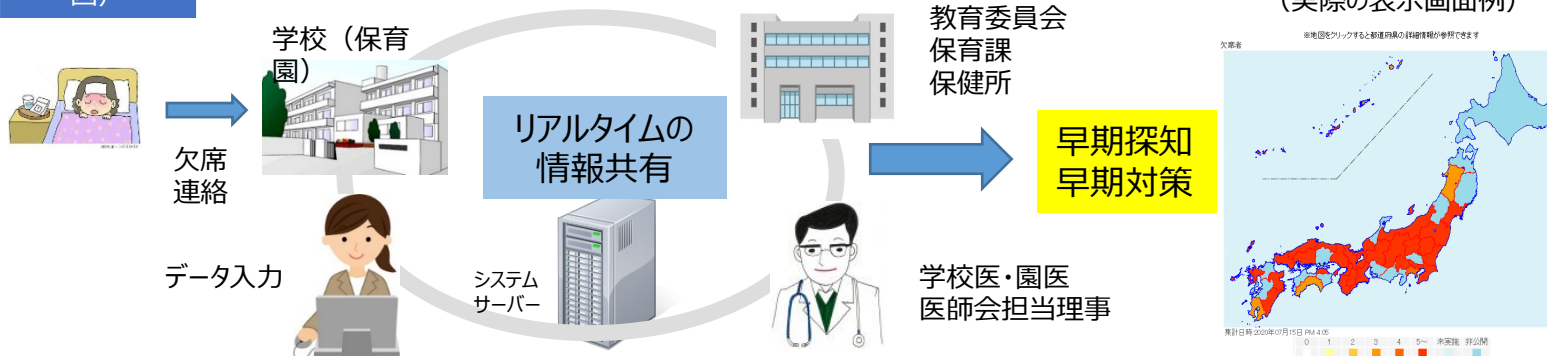
2 学校等における活用方法

- 学校等では、欠席者等の状況の日々の変化や地域内での流行状況を把握して、自校での流行を早期に探知し、感染症対策に役立てることができる。また、入力データが記録として整理され、集計表やグラフ等を作成して保健室だより等に活用することができる。また、学校では、教育委員会に提出する出席停止や臨時休業の届を自動で作成することができる。

3 各教育委員会等へのお願い

- システムにまだ加入されていない自治体におかれては積極的に加入のご検討をお願いしたい。また、加入済みの自治体におかれては、日々の正確な情報入力をお願いしたい。

(イメージ図)



(実際の表示画面例)

